

水道料金改定（案）に対するパブリックコメント募集の結果

市民の皆様からいただきましたご意見に対し、市としての考えについて以下に示します。

実 施 期 間 ： 令和7年6月27日（金）から令和7年7月31日（木）まで

意見提出状況 ： 提出者49人

提 出 方 法 ： 電子メール14件（うち提出フォーム13件）、FAX1件、会場提出3件、持参31件

意 見 件 数 ： 79件

- 修正……………意見趣旨を踏まえ、計画へ反映（修正）するもの
- 原案どおり……………意見趣旨に基づく原案の修正がないもの
- 記載あり……………既に意見趣旨が原案に記載されているもの
- その他……………今後の検討課題、今後の取組の参考とさせていただくもの

No.	ご意見要旨	対応と考え方
1	■ 水道設備の老朽化対策が必要なのは、理解できますが、水道は命に係わるものです。基本料金は変えずに、単位当たりの料金を変えるべきと思います。	【原案どおり】 基本料金を据置き、水量料金（従量料金）のみ値上げをすることは、逡増型従量料金制を採用している以上、大口使用者に負担を求めることになります。現行の料金体系は、大口使用者の負担に依存した料金体系であり、今回の料金改定においては、小口使用者の大幅な負担増に配慮しつつ、逡増度（水 1 m³使用時の最高単価と最低単価の倍率）の緩和により、大口使用者にも配慮した料金体系としています。
2	（14 ページ）料金改定（案）⑤ ■ 新料金は現行料金比で高額となるため、住民税非課税世帯、障害者、年金生活者に配慮し、負担軽減措置を盛り込むべきではと考えます。	【原案どおり】 水道事業は、水道を使用した方から料金を徴収し運営する受益者負担の考えに基づくもので、独立採算が原則となります。住民税非課税世帯や年金生活者などの特定の方々を対象とした軽減措置は、負担の公平性の見地からも難しいものと考えます。支払が難しい方に対しては、料金の分納など柔軟な対応を取らせていただきます。 今回の料金改定においては、改定後の水道料金が短い期間で急激な負担とならないよう、段階的に新料金へ移行する措置（経過措置）を全地区に適用することとしています。
3	（水道料金改定の概要について__） ■ パブリックコメント募集のページに記載されていた概要を拝見して、意見を述べさせていただきます。（提示されていた資料が結構数多く、「ページ番号」でしぼり難かったので）ニュースでは、「25%」も急に値上げするように書かれていました。今どきの諸事情から価格を維持するのが厳しい事はお察ししますが、水は命をつなぐのに欠かせない要素ですから、いきなり「25%」も値上げする事は、市民や準市民の首を絞めるようなものです。消費税がいきな	【その他】 料金改定を実施しない場合、将来の施設更新や災害時の備えのために積み立てておくべき資金が減少し、令和 9 年度には資金が枯渇する見通しです。食料品をはじめ、電気代やガソリン代など多くのものが上昇している中、水道料金の値上げが大変だということは認識しています。しかし、水道事業は独立採算制が原則となり、受益者負担という考え方下での運営となります。 今回の水道料金の算定に当たりましては、経過措置の適用により急激な負担増とならないよう配慮するとともに、小口使用者の皆様にとっても料金の低減化につながる料金設定としています。生活をしていく上で、水道料金の値上げは大きな負担になることと存じますが、ご理解をいただきますようお願いします。 負担する人の分母を増やす件につきましては、貴重なご意見として承り、担当部局と共有させ

	り 25%も上げられてしまったら、生活困窮者が続出する事は、学者でなくても明らかです。それは、生活必需品の水においては尚更です。物価高対応に政府は短絡的に「賃上げ」を企業に要求しますが、余力ある企業には可能でも、そうでない企業にとっては死活問題で、実際に破綻して倒産や閉店・廃業する人達も増加の一途です。縦割りの発想で、逼迫しているから上げます__では、市民側が先ず保たず、いずれ市側も保たないのではないのでしょうか？まだリフォームが済んでいないため、北杜市では基本料金程度しか支払っていない状況ですが、私の住所地では普段から節水に心がけていて、水道料金はそれでも北杜市での基本料金と大きな差はありません。現状でさえ“割高”に感じられていましたが、更にいきなり「25%」も値上げされてしまいますと、後々“移住を”と考えていても、躊躇や改めて検討せざるを得なくなってしまう。世間では、見せかけの数字ばかりで「景気」の良さを装っていますが、物価高に賃金上昇が追いついていないために、多くの人が節約に励み、出費を抑えようと心がけ、景気の実態はとても「良い」などとは言えないはずです。だからこそ、大企業であっても「副業」を奨励したり解禁したりするようになりました。厳しいからと短絡的に料金値上げだけで済ませるのではなく、視野を拡げて、市側も	ていただきます。
--	---	-----------------

	庶民と同じく副収入を摸索して、市民の負担を軽減しなければ、共倒れになってしまうのではないでしょうか。北杜市には特有の地理的な魅力があります。長野と並んで人気の上位にあるそうですから、そうした利点を活かして、訪れる人達にもサポートしてもらい、負担する人の分母を増やせば、いきなり「25%」なんて無茶な上げ方にはならず済むのではないのでしょうか。少し具体例を挙げますと__北杜市に魅力を感じて度々訪れてくれる人達をサポートー認定して、会費的に千円～二千円程度の「環境保全金」を出資（負担）していただき、その分、何かしらの優待や割引も付与します。サポーターの人達には、それぞれ“好き”な事をやってもらうように多少のお膳立てが要ります。長距離レースが好きなアスリートや学生にとっては、北杜市の標高差は好ましい環境でしょう。長野にはトップクラスの高地トレーニング施設がありますが、北杜市では手頃で利用しやすい宿泊条件を整えれば、利用したい人は増えるはずです。また、農業に興味を持っている人には、農業大学ほか施設や協力農家さんのところで研修しやすい条件を整えれば、参考希望者も増えて、後に移住を希望する人にもつながります。また、DIY 好きな人向けに、リフォーム講習会などの企画・機会もセッティングできれば、空き家バンクとのコラボで、多方面	
--	---	--

	への拡がりもできるのではないのでしょうか。研修生の中でスジのいい人がいれば、指導する業者さんからスカウトしてみるとか、魅力を感じた参加者さんから入社（弟子入りなど）を希望する人も出てくれば、今どきの“人口減少”や“後継者問題”などの対策にもなり得るのではないのでしょうか。関わる人が増えて、相応の魅力を感じ、好んで継続してもらえれば、相応の負担も喜んで支出してくれるのではないのでしょうか。実際に、登山好きの人達は「入山料」を払ってでも度々登山しますし、マラソン好きの人達は「参加費」を払ってでもレースに参加します。そういう好きで関わる人が増えれば、負担する人の分母も増えて、各人の負担も小さくて済みますし、活気も景気も良くなるのではないのでしょうか。今どきのコメ問題もそうですが、価格が急上昇してしまうと、消費者は買い控え（買えなくなり）、生産者は収入増よりも反って消費者のコメ離れを懸念する。どちらにとっても、良い事などありません。千葉県流山市は地理的条件を活かして子育て世代をターゲットに、好まれる市政を進めてきたからこそ、人気急上昇だそうです。また、千葉の銚子電鉄は、度重なる経営危機にもサイドビジネスやファンが喜ぶ企画などに励んで、沿線の利用者だけでなく、多くのサポーターによって支えられているそうです。そういった姿勢が持続	
--	--	--

	可能な運営につながっているのではないでしょう か。	
4	(36 ページ、37 ページ) ■ 北杜市、合併して 20 年。水道に限らず、税金外 etc、公平に支払って、仲良く暮らして行きたいです。料金改定は、仕方ない事が理解できます。	【記載あり】 今回の料金改定は、本市水道事業の経営の安定化を図ると同時に、総括原価方式による算定や市内一体化により負担の公平性を図るものでもあります。使用者の皆様にはご負担をお願いすることになりますが、安全・安心な水道を将来世代に引き継いでいくためにも料金改定にご理解とご協力をお願いします。
5	■ 何を言われても意見を変えない方針が読みとれる。最終判断を下せる市長も出るべき。	【原案どおり】 市民説明会は、本市水道事業の現状と課題、料金改定の必要性、改定の概要や新料金体系（案）について、市の考えを説明し、それに対する質疑や市民の皆様からご意見を伺うために開催したもので、上下水道局主催の説明会であることをご理解ください。
	■ 皆んな料金が上るのは理解していると思う。統一料金にすれば、水道課は楽だが、各地区の現況料金を表に出すべき。(あまりに違うので出せないと思う。又、色々言われたくないのだろう。)	【原案どおり】 本市では、「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」において、水道事業の設置を規定し、条例や規程に基づき事業を行っています。現在は、北杜市水道事業として、同一の給水主体の下、同一会計で同一事業を行っており、地区ごと・地域ごとの原価という考え方はありません。
	■ 公平とは何か、色々の意見を聞いて判断出来る行政であるべき。	【原案どおり】 水道料金は、本来、口径の件数や口径ごとの使用水量によって料金が設定されるものです。現行の料金体系は、最大で 4.4 倍もの格差があった旧 8 町村の料金を可能な限りまとめるという独自の方式により二つの体系に設定されたもので、口径の件数や使用水量を考慮したものではありません。 今回の料金算定においては、総括原価方式を採用することで、口径ごとの契約件数や実際の使用水量から割り戻して料金を設定していることから、負担の公平性が確保された料金体系となっています。

6	(29 ページ) ■ ①北杜市は料金を統一すれば公平であると考えている。しかし、水道水を確保するのに高い金額がかかる地域と安い金額で確保できる地域で同じ料金を払うのは不公平になると考える。広域面積の北杜市特有の課題である。白州武川とそれ以外の水道投資額を過去、将来で比較して頂きたい。何倍になっているか？	【原案どおり】 令和2年から令和5年度における明野ほか5地区及び白州・武川地区の修繕、建設改良等にかかる投資額は次のとおりです。 (修繕費) 明野ほか5地区 約8,280万円 1km当たり換算 68,460円 白州・武川地区 約2,070万円 1km当たり換算 144,469円(2.1倍) (建設改良費) 明野ほか5地区 約4億5,090万円 1地区当たり 約7,515万円 白州・武川地区 約3億6,970万円 1地区当たり 約1億8,485万円(2.5倍) (事業統合前と統合後の建設改良費) ※統合前 H19～R1 の13年間、統合後 R2～R5 の4年間 明野ほか5地区 約42億1,016万円(79.0%) → 約4億5,090万円(54.9%) 白州・武川地区 約7億6,628万円(14.4%) → 約3億6,970万円(45.1%) 共通 約3億4,907万円(6.6%) ※遠隔監視システム(H27～28整備)ほか
7	■ 水道料金の統一に反対します。	【原案どおり】 北杜市水道事業の創設と同時に地方公営企業法が適用され、現在は同一の給水主体の下、一つの会計で一つの事業を行っており、二つの料金体系が存在することは合理性がないものと考えています。 また、市内の実情として、白州・武川地区以外の6地区の中には、ダムの受水を受けていないにも関わらず、ダム水が供給されている家庭と同じ料金を支払っている契約戸数が4,566戸あることから、ダムの受水の有無により、料金格差がある現在の状況は、公平性に欠けるため、水道法第14条第2項第4号の水道の利用関係における公平の原則から料金の統一を図るべきと考えています。
8	■ 水道料金値上げの問題は、白州地区武川地区の問題と言ってもいいと思います。ここの住民が納得すれ	【原案どおり】 本市においては、令和4年4月に水道料金と下水道使用料の改定について、上下水道事業審議

	ば、すんなりと一本化できる問題だと思う。にもかかわらず、一番最後に「話しあい」をするというやり方は、良い方法ではないと思います。値上げする理由はわかるが、元々「原価」がこれだから、これだけ上げて欲しいというべき。補修などにお金がかかるから「上げる」だけでは、説明不足です。	会に諮問しました。審議会において、今後の方針を検討している最中、市民説明会を開催することはできないことをご理解ください。このたび、審議会から3年間、21回にわたる審議の結果の答申をいただき、市の方針が決定したことから、説明会を開催いたしました。 原価については、北杜市水道事業として、同一の給水主体の下、同一会計で同一事業を行っており、地区ごと・地域ごとの原価という考え方はありません。
9	■ 責任を取らない公務員が説明する住民説明会に違和感を感じます。市長、副市長をはじめとする市執行部が説明しないのは何故ですか。責任を取る立場の方が説明するべきと感じます。	【原案どおり】 市民説明会は、本市水道事業の現状と課題、料金改定の必要性、改定の概要や新料金体系（案）について、市の考えを説明し、それに対する質疑や市民の皆様からご意見を伺うために開催したもので、上下水道局主催の説明会であることをご理解ください。
10	■ 意見を聴くと言っても、この段階で（案）ではなく、ほぼ通達していると言う事ですね。白州の人口が減少している中、インフラに多額の税を使うのは問題とは言え、白州は水の良さと料金が売りなので、値上げは反対します。別荘、観光ホテル等と違い生活の場で使用の水なので、値上げは困ります。	【原案どおり】 人口減少の進展や節水機器の普及、節水意識の向上により、水道使用量は年々減少し、水道事業の主な収入源である料金収入は減少傾向にある一方で、水道水をつくり、お客様にお届けするための費用は、エネルギー価格や人件費の上昇、資機材や薬品費などの物価高騰などの影響により増加しています。また、高度経済成長期に整備した水道管などの老朽化が進んでおり、古くなった施設の更新や耐震化を行うために今後多額の費用が必要となるほか、大規模災害時に安定的に水道水をお届けするためにも、施設の適切な維持管理及び更新を計画的に進めていく必要があります。 本市においては、平成22年の料金改定から約15年間、経営の効率化や健全化に努め、県内他市や全国平均と比較しても安価な水道料金を維持してきましたが、現行の料金のまま必要な工事を行おうとした場合、財源が大幅に不足することになります。さらに、現行の料金水準のままでは、令和7年度以降は支出が収入を上回る赤字の状態が続き、令和9年度には、必要な資金残高が確保できなくなる見込みです。 市民の皆様は、安全で安心な水道水を安定的に供給するためには、安定した事業収益が必要と

		なります。今回の料金改定においては、上下水道事業審議会からの答申に基づき、一般会計からの繰入金（基準外繰入金）等を充当し、料金改定率を 25.3%増に抑制することや全地区への経過措置の適用など、使用者の皆様に過度の負担とならないよう配慮した料金設定としています。 何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。
11	■ 7月15日武川での説明会で、希望する追加資料をパブリックコメントに出すよう市側から言われましたので記載します。直近年度の水道事業決算収支（収益的収支・資本的収支）の内訳を円グラフ（%表示）で示した資料をください。7月24日の追加説明会でお願いします。	【記載あり】 追加説明会（7月24日）で配付した追加資料（P13）をご参照ください。
12	■ 白州町他6町村は、平成14年4月に任意合併協議会を設置し、その後法定合併協議会を設立し、合併の必要性を認識するなかで、行政力の強化・地域自治の確立・循環型社会の確立他いくつかの項目を中心として合併に関する協議を行ってまいりました。合併するにあたり、重要となる項目については、平成15年10月に「合併協定書」として自治法の定めるところにより、関係町村長を始め関係者の調印をもって協定がなされました。上水道の取扱いも重要項目の一つとして記されており、水道料金については、当面現行のとおりとするが、新市においてできる限り早期に地域的な統一を図ると約束しております。合併協定は合併後懸念されることが守られていかれるよう約束したものであります。今回の水道料金の改定に	【原案どおり】 合併協定は、合併後のまちづくりや住民サービスに関する重要な事項を定めたもので、合併町村において十分に尊重されるべきものですが、協定事項に法的拘束力が認められるものではなく、後に、市議会による審議及び議決を経た上で、合併協定と異なる施策を講じることを禁止するものではありません。 旧8町村の合併に伴い、簡易水道の統合整備を進め、令和2年4月より北杜市水道事業として認可を受け、同一の給水主体の下、一事業一会計により事業を行っている現状において、水道料金の統一は水道法第14条第2項第4号（差別的取扱いの禁止）及び地方自治法第244条第3項（不当な差別的取扱いの禁止）の趣旨に合致するものと考えています。

	当たっては、こうした事実の上に立ち真摯な対応をお願いしたいものです。	
13	(9 ページ) ■ 水 1,000L 作る経費が 200 円に対して料金収入が 152 円しかないのなら < 200 円の請求をすればよいと思うのだが。 ■ 給水原価 = 供給単価が理想とあるがこれでは投資もできないのではないのか？ 管路更新もままならない。	【原案どおり】 今回の料金算定においては、物価上昇等を考慮し、給水原価（水道水を 1 m³ つくるために必要な経費）を 218.51 円と見込んでいます。また、供給単価（水道水 1 m³ 当たりの販売単価）も給水原価と同程度の金額が望ましいですが、使用者の皆様にも過度の負担とならないよう、一般会計からの繰入金（基準外繰入金）等を充当し、料金改定率を 25.3% 増に抑制し、供給単価を 193.00 円に設定しています。また、総括原価方式により、料金算定期間（令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間）における建設改良工事（更新工事・耐震化工事）及び漏水修繕工事に必要な費用（年間約 6 億円）を見込んだ料金設定としています。
	(24 ページ) ■ 以前はダム水の有無で分類することに合理性があったが今では水源の違いで料金に格差を設ける合理性？ に変わりつつあるようだが白州、武川でダム水を供給して欲しいとなったらできるのか？ 水道法で合理的な理由がない限り、統一料金であることが求められる。とあるが水源の違いは合理的な理由ではないのか？	【原案どおり】 本市のような分散型の水道体系は、局所的な被害による影響を受けにくく、断水のリスクを軽減でき、災害時にも強いというメリットがあります。仮に白州・武川地区の水源が枯渇した場合、幾つかの対応方法がありますが、ダム水の供給が最適な方法であれば、対応を図ってまいります。 また、北杜市水道事業の創設と同時に地方公営企業法が適用され、現在は同一の給水主体の下、一つの会計で一つの事業を行っており、二つの料金体系が存在することは合理性がないものと考えています。さらに、市内の実情として、白州・武川地区以外の 6 地区の中には、ダムの受水を受けていないにも関わらず、ダム水が供給されている家庭と同じ料金を支払っている契約戸数が 4,566 戸あることから、ダムの受水の有無により、料金格差がある現在の状況は、公平性に欠けるため、水道法第 14 条第 2 項第 4 号の水道の利用関係における公平の原則から料金の統一を図るべきと考えています。
	(26 ページ) ■ メーカーの天然水の販売価格が同じなのは採水方法、処理方法が同じだからです。	【原案どおり】 天然水は、採水方法や処理方法も含め、原材料費、生産コスト、流通コストなど、採水地によって異なるものと考えています。

		当該ページは、採水地ごとに生産コストが違ったとしても、販売価格を一律とすることは、企業では一般的に行われていることを例示として挙げさせていただきました。
	(27 ページ) ■ 水道料金はサービスの対価であり、同一のサービスである限り行政区域内で差を設けるべきではありません。とあるが水源の違いで差を設けてもよいのでは？	【原案どおり】 北杜市水道事業の創設と同時に地方公営企業法が適用され、現在は同一の給水主体の下、一つの会計で一つの事業を行っており、二つの料金体系が存在することは合理性がないものと考えています。さらに、市内の実情として、白州・武川地区以外の 6 地区の中には、ダムの受水を受けていないにも関わらず、ダム水が供給されている家庭と同じ料金を支払っている契約戸数が 4,566 戸あることから、ダムの受水の有無により、料金格差がある現在の状況は、公平性に欠けるため、水道法第 14 条第 2 項第 4 号の水道の利用関係における公平の原則から料金の統一を図るべきと考えています。
	(全般) ■ 非常に分かりにくい説明で、料金改定（統一料金）したいが故の強引な説明と感じた。「皆さんに納得してもらいたい。」という説明会ではなかったと思える。「これから人口は減る、経費は上がるから代金上げる！」と言われても仕方ないでしょう。人間にとってなくてはならないものを人質に取られているようだ！！年金生活者はその中でやりくりしなければならない。	【原案どおり】 市民説明会では、限られた時間の中で、重要な部分に焦点を当てて説明させていただきました。また、質疑等には丁寧にお答えさせていただいたものと認識しています。 食料品を始め、電気代やガソリン代など多くのものの値段が上昇する中、水道料金の値上げは、生活をしていく上で、ご負担になることと認識しておりますが、ご理解をお願いいたします。
14	(現在提案されている水道料金の全市同一料金（案）に反対します。) ■ 1. 地方自治体が運営する水道事業は「水道法」、具体的には日本水道協会作成の「水道料金算定要領」（最終改定は 2025 年 2 月）に基づき水道事業が複数	【原案どおり】 本市においては、「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」において、水道事業の設置を規定し、同条例に基づき、北杜市水道事業として同一の給水主体の下、一つの会計で一つの事業を行っていることから、地区ごとの総括原価の考え方はありません。原価主義も水源の違いによるものではなく、統合後の水道事業全体として見るべきものと考えています。

	あれば個別の水道事業の「総括原価」を算出して、水道料金を決めることが規定されています。北杜市が管理している 8 町内の水道事業に関しても、北杜市は 2010 年に大泉町住民が起こした水道裁判で料金改定については「総括原価」を算出して水道料金を決めることが必要であることを認めた上で、町ごとの施設台帳が整備中のため総括原価が算出できないと主張していました。資産台帳の整備が完了した現在では「総括原価」を算出することが可能ですから、8 町の総括原価を作成し、公開することから始める必要があります。これによって、ダムからの浄水の有無によって 6 町（明野、須玉、高根、長坂、大泉、小淵沢）と 2 町（白州、武川）に分けたことの検証が行えますが、この出発点の議論が全く行われていません。	また、平成 29 年度に固定資産台帳の整備が完了したことから、今回の料金算定においては、台帳に基づく総括原価を算出しています。
■	2. 北杜市は“管理している水道は一個の上水道として認可されている”、“会計は一つしかない”と言い訳をしていますが、水道事業の実態（「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」別表第 1（第 3 条関係）の給水区域を見れば、統合が進んだのは須玉町（12 個の簡易水道の統合）と高根町（6 個の簡易水道の統合）だけで、残りの 24 個の簡易水道（複数の簡易水道の統合により生成した東小尾と西小尾簡易水道を含む）は前回の料金改定からほとんど変わっていません。	【原案どおり】 事業統合は、施設の接続を含むハード統合、施設を接続しないが経営を統合するソフト統合の双方が対象となり、本市では、経営を統合するソフト統合の意味合いが強いものでした。各水道事業を統合する場合の条件については、各事業の既存の給水区域の移動距離が 10km 未満であれば一体的な管理が可能であることから、統合対象とされたほか、管理運営を一体として行っている（会計が一本化されている場合も含む。）場合、事業統合の対象とされました。

	■ 3. 北杜市は、今回の水道料金改定（案）の中で「料金改定の背景」として、水道事業の原則として“独立採算制”を強調していますが、この説明は“水道事業にかかった費用はすべて水道料金によって住民が負担すること”が原則であるかのように受け取れます。2010 年の改定論議では当時の部長は“コップ一杯の水の値段が違うのは不公平だ”と述べましたが、改定によって給水原価が高かった須玉町や高根町が大きく値下げされました。	【原案どおり】 地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項は、地方公営企業の経費の負担原則を定めています。具体的には、一般会計で負担すべきものを除き、原則として当該企業の経営に伴う収入をもって充当しなければならないことが規定されています。一般会計で負担すべきものとしては、例えば災害復旧費用や消火栓の設置・維持管理費用など、企業の経営とは直接関係のない経費は、税金でまかなうものとされています。 本市においては、使用者の皆様への影響等を考慮し、運営費の一部（赤字補てん分等）を一般会計からの県内で最大の繰入金（基準外繰入金）によって補てんしています。
	■ 4. 水道法は国の役割として「必要な技術的及び財政的な援助に努める」（第二条の二）ことを義務付けており、自治体側から老朽化による施設更新などに対するの財政支援を国に要請すべきだと思います。	【原案どおり】 令和 6 年度より水道の整備に関する行政が厚生労働省から国土交通省に移管されました。これにより、上下水道一体での耐震化といった枠組みの中で補助事業の拡充が図られたところです。具体的には、取水施設や浄水場、配水池、重要施設に接続する配水支管の耐震化事業の補助率が 1/4 から 1/3 に引き上げられました。当面、この有利な国庫補助金を活用する中で、重要施設に接続する管路の耐震化を図ってまいります。
15	■ 水道料金が現行の 2 倍以上になると聞いてびっくりしております。これからインフラ整備にお金がかかるのは、理解しております。ただ 2 倍以上というのは、、、白州は他の地域（小淵沢や高根）に比べて移住者は多く有りません。他の地域と同率で、上げることを望みます。よろしくお願いいたします。	【原案どおり】 平成 22 年の料金改定においては、地域の実情等を考慮した中で、地域的に可能なところから、できる限り早期に統一を図っていく必要があったため、料金水準の大きな差異及び峡北地域広域水道企業団からの受水の有無という観点から、現行の 2 料金体系としました。しかし、当時とは状況が変わり、現在は北杜市水道事業として認可を受け、一つの給水主体の下、市内全域に水道水給水サービスを実施しており、提供するサービスに地域格差はありません。また、今後発生が想定される災害等に対し、可能な限り最小限に被害を抑える対策が必要です。そのため、ライフラインとして重要な水道管の耐震化や老朽施設の更新などを最重要課題として取り組んでいく必要があります、これに伴う経費の増加に対する財源確保が大きな課題となっています。そのことか

		らも、水源の違いによらず、市民相互に支え合うという共通認識の下、料金統一により収益を共有し、相互に支え合っていくことが、市全体の持続可能な水道事業の運営につながるものと考えています。
16	■ 過大なダム受水費を圧縮しない限り、水道事業の経費縮減を尽くしたとは言えません。水道料金説明会で当局は次のとおり言い訳しました。 ① 令和4年から担当者レベルの会議を行なっている。 ② 韮崎市や甲斐市、企業団が絡むので見直しは容易でない。現時点では見直すつもりはない。 ③ 平成29年に受水単価を2円下げている。 ④ 水がなければ企業が来てくれない。企業誘致にダム水は必要だ。 以上に対し、次のとおり納得できません。 ① いつまでに何を達成するための会議なのか不明です。漠然と会議をやっても無意味。そもそも平成22年料金改定後、何の策も練らず今回の改定に及んでいるのは順序が逆です。 ② 大門ダムと塩川ダムの現状を個別に明らかにすべきです。少なくとも大門ダムは北杜市だけが受水しているのですから対策できるはず。企業団を守って住民を苦しめていいはずがない。 ③ 何もかも値上がりするご時世に値下げとは、後ろめたいからかガス抜き目的でしょう。単価を2円	【原案どおり】 ① 現在、構成3市及び峡北地域広域水道企業団による実務関係者会議を随時開催し、各事業体の企業経営の現状や課題などを中心に協議を進めています。本市水道事業の方針を示す「北杜市水道事業地域水道ビジョン」で明記しているとおり、今後、令和18年から20年頃を節目に、本市の1日最大給水量は企業団との契約水量を下回ることが見込まれ、将来の適正な受水量について、構成市間での相互調整を行っていく必要があることから、引き続き協議を進めてまいります。 また、先日の企業団・北杜市水道担当者会議において、「漏水箇所が修繕され、有収率が上げられ、各町の必要水量を実態に即したかたちで把握でき、基本水量の見直しが可能となる。」ことが改めて確認されたところです。 【その他】 ② ダムの年間使用水量及び使用率の状況等について、市ホームページでの公表を検討いたします。 【原案どおり】 ③ 受水費は、責任水量制の下、峡北地域広域水道企業団との事前の供給契約による水量を、責任を持って引き受けるものであることをご理解ください。 本市においては、組織体制の集約や公金徴収業務等の民間委託により、人件費等の経費削減を図るとともに、収納率の向上に努めてまいりました。今後も、使用者の皆様の負担を最小限に留めるべく、これまで以上に経費の削減等、経営の効率化に取り組んでまいります。

	下げたところで1千万円程度、毎年7億円弱の受水費に比してとても経費削減に努めたとは言えません。 ④ ダムができてから今まで、どんな企業が来たというのか。責任水量制で苦しんでいる自治体は全国にあって、どこも同じことを考えています。ダム水を求めて北杜市に来る企業があるとは思えません。一方、企業誘致は市長部局の仕事です。市の政策である企業誘致のためにダム水が必要だというならば、一般会計からの補填があっても問題ないと考えます。	【原案どおり】 ④ 企業誘致は、地域経済の活性化や地域における新たな雇用機会を創出し、若年層の定着促進につなげることが期待できます。 企業誘致において、水は不可欠な要素です。特に製造業やホテル業など、大量の水を使用する企業にとっては、水資源の安定供給と適切な水質が重要な条件となります。企業の立地条件は、業種などによって異なる場合がありますが、一般的な条件として、交通アクセス、立地に関連するコスト、自治体の支援制度のほか、水の安定供給も重要な要素として考慮されるものです。 本市の一般会計からの繰入金（基準外繰入金、赤字補てん分を含む。）は、県内最大となっています。
17	■ 水源が違う為、同意出来ない。	【原案どおり】 平成22年の料金改定においては、地域の実情等を考慮した中で、地域的に可能なところから、できる限り早期に統一を図っていく必要があったため、料金水準の大きな差異及び峡北地域広域水道企業団からの受水の有無という観点から、現行の2料金体系としました。しかし、当時とは状況が変わり、現在は北杜市水道事業として認可を受け、一つの給水主体の下、市内全域に水道水給水サービスを実施しており、提供するサービスに地域格差はありません。また、今後発生が想定される災害等に対し、可能な限り最小限に被害を抑える対策が必要です。そのため、ライフラインとして重要な水道管の耐震化や老朽施設の更新などを最重要課題として取り組んでいく必要があります。これに伴う経費の増加に対する財源確保が大きな課題となっています。そのことから、水源の違いによらず、市民相互に支え合うという共通認識の下、料金統一により収益を共有し、相互に支え合っていくことが、市全体の持続可能な水道事業の運営につながるものと考えています。
18	■ 市内一律料金は納得がいきません。各地域に見合った料金体制にするべきです。	
19	■ 水道料金の値上は絶対にやめてほしい。いくらなんでも倍の上げ巾はひどすぎる！市内での統一料金にする理由も納得できない。	
20	■ 値上げは反対。上げるならば今までの町毎の比率のまま上げるべき。	
21	■ 白州の水道料金は北杜市と一緒にすべきではないと思います。	
22	■ 水道料金があがると下水道料金もあがり導利が通ら	【原案どおり】

	ない。だったら下水道をやめたい。大門ダムとは違う。	下水道事業については、今後、処理場の統廃合計画の見直しや実施が控えているほか、ストックマネジメントの実施、ウォーターPPPの導入等も予定されていることから、これらの効果を検証し、事業の全体量を把握できるに至った段階で、使用料改定の検討を行うことが望ましいとの判断に至りました。使用料の改定については、現段階では全くの未定となっています。
23	■ 水道料値上反対します。	【原案どおり】 人口減少の進展や節水機器の普及、節水意識の向上により、水道使用量は年々減少し、水道事業の主な収入源である料金収入は減少傾向にある一方で、水道水をつくり、お客様にお届けするための費用は、エネルギー価格や人件費の上昇、資機材や薬品費などの物価高騰などの影響により増加しています。また、高度経済成長期に整備した水道管などの老朽化が進んでおり、古くなった施設の更新や耐震化を行うために今後多額の費用が必要となるほか、大規模災害時に安定的に水道水をお届けするためにも、施設の適切な維持管理及び更新を計画的に進めていく必要があります。 本市においては、平成22年の料金改定から約15年間、経営の効率化や健全化に努め、県内他市や全国平均と比較しても安価な水道料金を維持してきましたが、現行の料金のまま必要な工事を行おうとした場合、財源が大幅に不足することになります。さらに、現行の料金水準のままでは、令和7年度以降は支出が収入を上回る赤字の状態が続き、令和9年度には、必要な資金残高が確保できなくなる見込みです。 市民の皆様に、安全で安心な水道水を安定的に供給するためには、安定した事業収益が必要となります。今回の料金改定においては、上下水道事業審議会からの答申に基づき、一般会計からの繰入金（基準外繰入金）等を充当し、料金改定率を25.3%増に抑制することや全地区への経過措置の適用など、使用者の皆様に過度の負担とならないよう配慮した料金設定としています。 何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。
24	■ 水道料値上げ反対	
25	■ 水道料値上げ反対	
26	■ 水道料金の値上げ反対です。	
27	■ 水道料値上げ反対です！生活ラインを値上げは辛いです。	
28	■ 水道料値上げ反対！！	
29	■ 水道料金値上げ反対	
30	■ 水道料値上げ反対	
31	■ 値上げ反対します。	
32	■ 値上げに反対します。	
33	■ 値上げに反対します。	
34	■ 水道料金改定に反対です。	
35	■ 水道料値上反対です。	
36	■ 水道料値上げ反対！	
37	■ 水道料値上げ反対！！	
38	■ 水道料金値上げ反対！	

39	■ 今回の料金改定について、「公平性」を確保するという言葉が多用されています。しかし、白州と武川については、現行の料金体系は、市町村合併前のものを踏襲し、その料金もダムなどの水源を必要としない、比較的安価な施設で給水可能であったがゆえの料金であり、妥当であると理解しています。それを、よりコストのかかる施設と一体化して、管理運営することになっただけのことです。つまり「公平性」確保のために、現料金体系を正すという言葉には、現時点は「不公平」であるという白州・武川をとがめる意味合いが感じられ、不適切であると思います。事実、北杜市のホームページに料金改定に反対する人への非難のコメントが掲載されていますが、料金改定は「正しい」ものであると、行政側が導いているからで、行政は中立であらねばなりません。また、実際の料金改定の決定は、議会がその政治的な責任をもって行うべきです。	【原案どおり】 水道料金については、合併 8 町村それぞれに地域差があり、新市においては、地域の実情等を考慮した中で、まず地域的に可能なところから、できる限り早期に統一を図っていく必要があったため、料金水準の大きな差異（最大 4.4 倍）及び峡北地域広域水道企業団からの受水の有無という観点から、現行の 2 料金体系としましたが、当時から、将来における市全体の統一を目指してきたものであります。また、令和 2 年度の「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の施行により、既に組織、会計及び運営が統合されていることや、上下水道事業審議会より「料金体系の市内一体化」が答申されたことを受け、この度の料金改定により負担の公平性を図るものであります。 また、料金改定の決定については、市議会に条例改正案を上程し、ご審議をいただくものです。
	■ P27 にあるように、今回の水道料金の改定は、国のガイドラインに従う、水道事業の運営において、経済合理性に基づいている、合併協議の中での了解事項であった（かもしれない？わかりません）、と言うように、恐らくその背景や理由を色々あるとは思いますが、単に料金を統一化するという行政上の判断を行ったに過ぎないと考えます。	【原案どおり】 旧 8 町村の合併に伴い、簡易水道事業の統合整備が進められることとなり、既に組織、会計及び水道事業として統合されていることから、水道料金も統一を図ることが、水道法第 14 条第 2 項第 4 号（差別的取扱いの禁止）及び地方自治法第 244 条第 3 項（不当な差別的取扱いの禁止）の趣旨に合致するものと考えています。

	■ P26の「南アルプスの天然水」「いろはす」と公営水道事業を横並びで比較していますが、民間企業はその企業戦略から、価格を統一したまでであって、価格一律であることの必要性を裏付けるものではありません。それを言うなら、日本全国の水道の料金を統一せよという論理に繋がってしまいます。	【原案どおり】 当該ページは、採水地ごとに生産コストが違ったとしても、販売価格を一律とすることは、企業では一般的に行われていることを例示として挙げさせていただきました。
40	(17 ページ、27 ページ) 北杜市水道事業地域水道ビジョン、同上下水道経営基本計画の中に記されていることに関して要点での意見表明です。 ■ 水道事業は市民の生活を維持する「健康で文化的な生活を営む権利」だと考えます。ところが昨今の新自由主義の考えや経済行為の中で水道事業が「商品の売買」のように扱われています。そのため水道水が「商品」の提供であり、水道事業が「サービス」提供だという捉え方は基本が違っていると考えます。したがって水道事業での赤字が生じた場合一般会計で補填していくのは当然です。もちろん高額な赤字が生じたことを補填することが当然だとは考えません。赤字は当然受益者負担だという発想は「商品」としての水道水のとらえ方であると考えます。	【原案どおり】 水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき経済性を発揮する仕組みの一つとして、「地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない（地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項）」という「独立採算制の原則」をとっています。これは、水道事業は、税金によらず、使用水量に応じて水道使用者に支払ってもらう料金収入などの収入によって運営されなければならないというものです。 一方で、独立採算制の原則のほかに「経費の負担の原則」として、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」又は「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」があり、これらについては一般会計等が負担することとされ、消火栓の設置や消火栓の維持・管理に係る経費などが該当し、一般会計からの繰入金を充当しています。 なお、本市の一般会計からの繰入金（基準外繰入金、赤字補てん分を含む。）は、県内最大となっています。
	(追加資料 8 ページ) ダム給水と自主水源のこと ■ 説明では公平性を保つため、武川・白州地区以外でダム給水をしていないのが 4500 件余、この人たちは高い料金を払っており武川・白州の 3500 件余の人たち	【原案どおり】 旧 8 町村の合併に伴い、水道施設の維持管理費の確保や経費削減等の合理的理由から、簡易水道事業の統合整備が進められることとなりました。その結果、北杜市水道事業として統合されたものであることから、原価主義も水源の違いによるものではなく、統合後の水道事業全体として

	との公平性が保たれないとありました。しかしダム給水以外の自主水源使用の人たちはもろ手を挙げて賛成したわけではありません。公平性を言うならばダム給水を受けていない 8000 件余の料金をこそ、原価に基づく公平性が必要ではないのかと考えますが。水道料金一本化でなくても特別な支障はないと水道局の説明でわかります。	見るべきものと考えています。
	(追加資料 7 ページ) ダム入水費などについての疑問です。 ■ このような資料が追加資料として提出されたことに疑問を感じます。なぜ最初から市民に提出しないのでしょうか。 ① 人口の予想数は出されています。この人口減の推定上にダム契約水量の推定値を出し契約水量を変更すべきと考えます。 ② 平成 29 年、値下げがされていますがその理由は何でしょうか。	【原案どおり】 市民説明会資料は、限られた時間の中で、情報を正確かつ分かりやすくお伝えし、理解を深めていただくために、要点をまとめた資料であることをご理解ください。追加資料につきましては、8 地区の説明会を終えた中で、多くのご意見・ご質問が寄せられた「ダム受水費等」を中心に作成をさせていただきました。 ① 漏水可能性エリアが多い現状において、契約水量の推定値を算出することは難しい状況にあります。漏水の可能性のあるエリアを中心に管路整備を優先的に実施し、有収率の向上を図り、本市の適正水量を把握することで、実態に即した必要量の算出が可能になるものと考えています。 ② 峡北地域広域水道企業団では、効率的運営に向けた経常経費の低減化及び資本的投資事業の合理化を進めてきた結果、中長期の運営コストにおいて総合的削減が見込まれることから、1 m³当たりの給水料金単価を 100 円から 98 円に引き下げる改定が行われました。
41	■ 白州町、武川町の水道基本料金を他地区と同じにするとの意見に反対です。不便な所ですが水の恵みだけはここの宝だと思っています。	【原案どおり】 平成 22 年の料金改定においては、地域の実情等を考慮した中で、地域的に可能なところから、できる限り早期に統一を図っていく必要があったため、料金水準の大きな差異及び峡北地域広域水道企業団からの受水の有無という観点から、現行の 2 料金体系としました。しかし、当時とは状況が変わり、現在は北杜市水道事業として認可を受け、一つの給水主体の下、市内全域に水道

		水給水サービスを実施しており、提供するサービスに地域格差はありません。また、今後発生が想定される災害等に対し、可能な限り最小限に被害を抑える対策が必要です。そのため、ライフラインとして重要な水道管の耐震化や老朽施設の更新などを最重要課題として取り組んでいく必要があります、これに伴う経費の増加に対する財源確保が大きな課題となっています。そのことから、水源の違いによらず、市民相互に支え合うという共通認識の下、料金統一により収益を共有し、相互に支え合っていくことが、市全体の持続可能な水道事業の運営につながるものと考えています。
42	(1 ページ～16 ページ) ■ 北杜市には各地域に簡易水道が普及し良質な水を飲み、利用できた。しかし、大門、塩川にダムが出来るとまづくて料金が安い水を飲まされるようになった。料金の改定は何回か実施されたが、究極の目的は市内統一料金であったと思われる今回の改定案に他ならない。多くの市民は地域別の料金を受け入れてきた。それは、合併当時の約束を守ることが維持されるという前提があったからだと思う。それを反古にする今回の改定案は市民いじめの何物でもない。家庭と大口の料金が適切な水準になっているか私は疑問です。また、無駄な計器の交換など理解に苦しむ施策も実施しています。昔の簡易水道を復活しろとは言いませんが、せめて合併後も保全に努めている地域の水道は残してやってください。いろいろな物価が上がっている状況で多くの市民はいわゆる公共料金は上がらないでと思っています。水道会計だけで	【原案どおり】 水道料金については、合併8町村それぞれに地域差があり、新市においては、地域の実情等を考慮した中で、まず地域的に可能なところから、できる限り早期に統一を図っていく必要があったため、料金水準の大きな差異（最大4.4倍）及び峡北地域広域水道企業団からの受水の有無という観点から、現行の2料金体系としましたが、当時から、将来における市全体の統一を目指してきたものであります。また、令和2年度の「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の施行により、既に組織、会計及び運営が統合されていることや、上下水道事業審議会より「料金体系の市内一体化」が答申されたことを受け、この度の料金改定により負担の公平性を図るものであります。 本市においては、逓増型従量料金を継続することとしています。逓増型とは、使用水量が増加するに従い単価が上がる仕組みで、逓増型を採用する時点で、一定程度の負担を大口使用者に求めるものであり、その結果として小口使用者（一般家庭）の負担が抑えられることになります。しかし、企業等に過度の負担を強いた結果、地下水への利用転用がなされた場合、水道事業としては大幅な減収となり、更なる料金改定が必要になります。結果的に小口使用者にとっても更なる負担増につながってしまいますので、受益者間（小口使用者と大口使用者）の負担の公平性を少しでも確保するため、今回の料金算定においては、逓増度の緩和を図っています。 また、水道メーターを始め、電気・ガス・タクシーメーターなど18品目は、特定計量器に指

	対応することなく市役所建築の積立金を取り崩しインフラの維持に回し市民生活が営める適切な水道施策を望みます。	定されています。計量法では、水道メーターの有効期間は８年と定められていることから、有効期間満了前に交換する必要があります。 なお、水道事業は、地方公営企業法の適用を受けるため、独立採算制を原則としています。事業運営に必要な経費は、税金ではなく皆様からいただいている水道料金でまかなう必要があります。
43	(水道料金値上について) 反対します。 ■ 理由① 令和２年４月１日施行の条例（多分省令であろうと思うが）を根拠に「給水事業は統一した」と強弁するが、住民への説明なしに議決されており、地方自治の本旨の二つの要素のうち「住民自治」の観点が完全に欠落しており、到底了承しがたい。 ■ 理由② 令和７年の３月議会では市長が、「この改定案は市民に苦痛を伴うもの」と答弁し、水道局長も追従して同じ文言の答弁をしている。両者が、この改定案が公務員法の「公共の利益の増進に尽くす」という点から大きく逸脱した「瑕疵法案」であることを、承知の上で住民に強制していることに、怒りを禁じえない。ちなみに北社市の、職員のサービスの宣誓書には「公正に職務の遂行に当たる全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行する」ことを誓わせている。武川・白州地域の住民にのみ、過大な「苦痛を与える」ことは、サービスの宣誓に掲げられた憲法の「全体の奉仕者」の位置づけを、ないがしろにするものであると指摘したい。	【原案どおり】 ① 令和元年１２月議会において、「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の制定、「北杜市簡易水道事業の設置に関する条例」の廃止について、全会一致で可決をいただきました。これにより、令和２年４月から上下水道事業が地方公営企業法の全部適用とされたところです。市民の代表である議会から議決をいただいておりますので、市民への説明責任は果たされたものと考えています。 【原案どおり】 ② 水道料金は、原価主義に基づき、能率的な経営の下における水の供給に要する適正な原価を基準にして決定されるべきものです。これは、料金がおおむね３年から５年を通じて財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであるとともに、総括原価の算定と、これを需要者に適正に配分する料金体系を設定する必要があり、今回の料金算定においては、水道法第１４条第２項各号を適用するについて必要な技術的細目を全て満たすものであり、市民の皆様にとって公正妥当な料金設定であると認識しています。 【原案どおり】 ③ 水道法の一部を改正する法律（平成３０年１２月公布）では、法の目的規定を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」に改めました。この「水道の基盤強化」については、主に、個々の水道事業における、i 水道施設の維持管理及び計画的な更新、ii 水道事業の健全な経営

■ 理由③ ダム水系の水道施設と簡易水道系の水道施設が、本管で相互に接続されない状況の下では、「水道事業の基盤強化及び広域連携の推進」で掲げられた「計画的整備から基盤の強化」に変更された趣旨と違う。ダム貯水に事故があったとき、武川・白州から支援の送水ができるのか？。武川・白州の水道に万一汚染があったとき、すぐにダム水に切り替えられるのか？。それが出来ない現状では、市民説明会の資料の 54 ページの“おわりに”でまとめられた「災害に強く、安全・安心な水道」は、絵に描いた餅じゃないか？。もっと悪く言えば「基盤強化」という羊頭を掲げて、「値上げ」と言う狗肉をひさぐに等しい。値上げは、本管をつなげて“質実共に”給水事業者になってから。 ■ 理由④ 【結論のみ】ダム水の「責任買取り制」と「簡易水道事業の料金一本化」は、ともに公正取引法（抱き合わせ販売）・独占禁止法（優越的地位の濫用）違反の疑いを強く感じる。	の確保、iii 水道事業の運営に必要な人材の確保及び育成を指し、水道施設の老朽化の進行や人口減少に伴う料金収入の減少、水道に携わる人材の不足などに対応し、水道の持続可能性を確保することを目指して行われるものであることから、法の趣旨に沿うものと考えています。 また、ダム水系の水道施設と白州・武川地区の水道施設とは、現状、本管で相互に接続されていない状況にあります。能登半島地震を例にとっても、簡易水道体系の集まりであり、ダムからの受水もある本市の分散型水道の体系は、災害時に比較的強く、バランスの取れた体系であると考えています。地震災害等への対応につきましては、水源に関わらず、応急給水用飲料水を市内全域で確保してまいります。 【原案どおり】 ④ 責任水量制は、水道法や関連法令に直接的に規定されておりませんが、給水申込（契約水量）に基づき実施されるため、契約内容が法的拘束力を持つことになります。昭和 52 年 2 月の旧 6 町村からの「峡北地域広域水道用水供給事業の申込み」に基づき、受水者である市は、契約水量に応じた料金を支払う義務を負い、水道事業者（峡北地域広域水道企業団）も、契約水量に見合った給水を行う義務を負うものです。 また、水道料金は、水の供給の対価であり、水道事業者が地方公共団体である場合には、公の施設の利用について徴収する使用料（地方自治法第 225 条）としての性格も有します。町村合併に伴い水道事業が一つに統合される場合には、一つの水道事業者が供給する水の対価であり使用料の性質を有する水道料金も統一することが水道法第 14 条第 2 項第 4 号（差別的取扱いの禁止）及び地方自治法第 244 条第 3 項（不当な差別的取扱いの禁止）の趣旨に合致するものであり、「市町村合併に伴う水道事業統合の手引」にも同旨の記載があります。そのことから、旧 8 町村の合併に伴い、簡易水道事業の統合整備が進められることとなり、北杜市水道事業として、既に組織、会計及び運営は統合されていることから、水道料金も統一を図ることが法の趣旨に合致するものと考えています。
--	--

44	(13 ページ) ■ 責任水量制について、できる限り早く水道企業団との話し合いを進め、使っていない水量の赤字分を解消することが急務です。(毎年 2 億円の赤字) ※7/24 の説明会では R18 をめどに見直しを図るとのことでした。うらづけとしてこの先 10 年間は水道料金の値上げ改定をそこまでとしているからなのかと思いました。しかし、それでは全く根本的解決になりません。早く上記の件、進めて下さい。※説明を何回もききましたが、責任水量をへらして下さい。	【原案どおり】 峡北地域広域水道企業団との 1 日の契約水量は、一時的な供給量の増加や災害時の備えとして、実際の使用水量よりも余裕を持たせた契約水量とする必要があります。現状は、1 日最大給水量と契約水量が均衡している状況にあり、水道水を 365 日、常に安定供給していくためにも、均衡が保たれているうちは、現行の契約を継続するものであります。しかしながら、今後、人口減少に伴い、水需要も減少していくことから、水道ビジョンでは、令和 18 年から 20 年頃を節目に、本市の 1 日最大給水量と企業団との契約水量が逆転すると試算されています。その時点において、企業団との契約水量の見直しを行っていくものと、現段階では想定しています。 先日企業団・北杜市水道担当者会議において、「漏水箇所が修繕され、有収率が上れば、各町の必要水量を実態に即したかたちで把握でき、基本水量の見直しが可能となる。」ことが改めて確認されました。本市においては、つくった水がご家庭に届く前に、老朽管から漏水している不明水が非常に多い状況にあることから、漏水の可能性のあるエリアを中心に、管路の整備を優先的に実施し、有収率を上げていく必要があります。それらの対策を行うことで、実態に即した必要水量の把握が可能となり、将来的な基本水量の見直しにつながるものと考えています。
	■ 2 つのダム (大門・塩川) の見直しについて、※7/24 の説明会でそれぞれのダムの役割が話されましたが、大門ダムの老朽化、人口の削減に見合った対策を、早急に進めて下さい。水道事業の今後において、ここを解決せずには、未来がみえません。	【原案どおり】 ダムの老朽化対策を始めとした施設の維持・管理及び更新については、峡北地域広域水道企業団が令和 4 年 3 月に策定した「水道施設総合整備計画」に基づき、同企業団において、短期的には大門系施設の更新を中心に、中長期的には塩川系施設の更新も含めた更新事業の取組を推進しています。人口削減に見合った対策については、上記のとおりです。
45	(24 ページ) ■ 一つの会計にしているのは、行政側の都合のためにそうしているだけです。本来は、2 個の上水道と 24 個の簡易水道ごとに会計を区分すればそれぞれの総括原価は、算出できるはずです。2019 年までは明示	【原案どおり】 簡易水道は、事業規模が小さく経営基盤が脆弱であったことから、地域住民に対するサービス水準の維持向上等を図る観点から、水道事業に統合し、効率的な経営体制（一事業一会計）を確立する必要がありました。 地方公営企業法を適用した令和 2 年度において、年間修繕費 2,230 万円のうち武川地区の修繕

	されていたのです。それにもとづいて値上げの提案をすべきだと思います。簡易水道の建設・維持を地元の人達は守ってきたのです。それを見てきた人達を納得させるためには、大事なことだと思います。値上げ絶対反対と言っている訳ではありません。再検討よろしくお願いします。	工事が約 450 万円と最も多く、漏水件数は 168 件のうち白州地区が 33 件と最も多い状況にありました。こうした状況の中、現在の水道事業になった「一事業一会計」のスケールメリットにより、必要な箇所に必要なだけの投資ができるようになったことから、これまで白州・武川地区において重点的に建設改良工事（更新工事・耐震化工事）や漏水修繕工事を行ってきました。これは、簡易水道事業ではできなかったことであり、一つの給水主体、一つの会計になったことによるメリットであると考えています。 現在は、北杜市水道事業として、同一の給水主体の下に、同一会計で同一事業を行っており、地区ごと・地域ごとの原価という考え方はありません。
46	1. 今回の「水道料金改定案」の説明を聞いて、どうしても納得出来ないことがあります。それは、2 倍以上の大巾な値上げをする地域の市民に対して、何故、もっと早く、意見を聞いたり説明したりしなかったのか、という事です。確かに、多くの人が、値上げ反対の意見を持っていますが、そこを時間をかけて、話し合うことが必要なのではないのでしょうか。今回の様な形では、納得して賛成することは出来ません。何度も返答の中で出された“令和 2 年 4 月 1 日の条例、について調べたところ、令和元年 12 月議会に提案され、承認されています。しかし、議事録をみると、中味の説明が、十分に行なわれたのか疑問です。（まして、コロナ禍の最中です。）説明の中身を私たちに解るように説明して下さい。さらに、このことに市民への説明は何もなく、知らないうちに条例だけが、“スー、と通ってしまった様”に感じます。何故 2 体系のまま	【原案どおり】 1. 本市においては、令和 4 年 4 月に水道料金と下水道使用料の改定について、上下水道事業審議会に諮問しました。審議会において、今後の方針を検討している最中、市民説明会を開催することはできないことをご理解ください。このたび、審議会から 3 年間、21 回にわたる審議の結果の答申をいただき、市の方針が決定したことから、説明会を開催いたしました。 「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」につきましては、令和元年第 4 回北杜市議会定例会の全員協議会において、議案について説明しご審議をいただいております。最終的には、本会議（ホームページで会議録を公表）において全会一致で可決をいただいております。 【原案どおり】 2. 本市においては、現在、漏水事故が 2 日に 1 回の頻度で発生しているほか、つくった水がご家庭に届く前に、老朽管から漏水している不明水が非常に多い状況にあります。そのことから、漏水の可能性のあるエリアを中心に、管路の整備を優先的に実施し、有収率を上げていくことで、実態に即した必要水量の把握が可能となり、将来的な基本水量の見直しにつながるものと考えています。

ではいけないのか、という質問にも、条例により体系になっているからという返答ですが、条例の中身を見ても私には良く解りません。ほとんどの人は、値上げは仕方がないと思っていますが、市内統一料金にすることには、納得していない人は多いです。このまま押し通してしまうのか、それとももう一度市の誠意を示してくださるのか？ 2. ダムの問題が再三出されています。山梨県の6つのダムのうち北杜市に2つもダムがあり、そこからの受水で費用がかかります。人口減少の予測を考えると、今後どうしていくのか真剣に考えるべきです。これは、国や県の責任も大きく、市が提案、交渉していかなければならない事と思います。私としては、将来大門ダムからの受水をやめ、自己水源を模索することも考えてはどうか、という意見ですが、「それは出来ない」との返答でしたので、それなら、国や県へ申し入れるべきではないかと考えます。 3. “水”の問題は、飲み水、生活用水だけでなく、防災、環境問題などに関連して、私たち自身がもっと学び、考えていかなければならないと考えます。水の町といわれる北杜市を、20年後、50年後のあるべき姿を考えていく様なワークショップの様なものを、行っってはどうかでしょうか。今後、下水道の問題も更新を考えていかないといけません。市民の力も活用する	また、大門ダムは、当初は治水ダムとして計画されましたが、高根・長坂・大泉・小淵沢地域の水道は、湧水や地下水等に水源を求めており、人口増加と生活文化の向上に伴い、水道用水に不足を来していたことから、大門川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節と合わせて、この地域に水道用水を供給しています。本市水道事業は、大門ダム及び塩川ダムからの受水によって、安定した水道水の供給を可能としており、ダムの建設に係る国や県の判断は適切であったと考えています。 【その他】 3. 水道事業を始め、各種事業への市民参画は、大変重要であると考えています。また、水道事業を応援していただける市民を増やすことも重要と考えます。一昨年度、市民参画の一つとして「ほくとすいどう塾」を開催しましたが、限られた方だけの参加となっていたことから、より多くの方にご参加いただくため、昨年度より、民間運営による「やまなし水道塾」に発展し、北杜市も資料提供などの協力体制をとっているところです。今後も協力体制を取りながら、市民の皆様に参画いただける機会を検討してまいります。
---	--

	ことを考える市政で、あって欲しいと願っています。	
47	① 「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の市民への周知について ■ この間の説明会で市は「条例」を理由に、地域ごとの供給原価の公表等ありとあらゆる市民の要求を拒んできました。武川・白州地域の市民は平成 2 年施行のこの条例をほとんど知らず、市民にどのくらい周知の策を取ってきたのか疑問です。市議会決定と思われる令和元年 12 月 25 日から令和 2 年 4 月はコロナ騒動が始まったところで、市民説明会は不可能だったと思います。市民特に武川・白州の住民にとって極めて重大なこの条例設置への市民への周知は十分行われたのでしょうか。また、「条例」に関して簡易水道事業の統合の理由として、国庫補助金を継続して受けるためとの説明会で述べていましたが、その点も市民に説明をしたのでしょうか。 ② 県内 9 市では一体系でない、一体系にこだわるからこそ「合理的」でないのでは ■ 「条例」に関して、最後の武川地域での説明会に提出された県内 13 市の表では 1 事業体は 4 市で、形態は多様ですが 9 市は 2～4 事業体ということで、これらの市は補助金は受けていないのでしょうか。市が料金一体系が「合理的」といいますが、地域の実情に合った料金体系にした方がよっぽど理に適ってお	【原案どおり】 ① 令和元年 12 月議会において、「北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の制定、「北杜市簡易水道事業の設置に関する条例」の廃止について、全会一致で可決をいただきました。これにより、令和 2 年 4 月から上下水道事業が地方公営企業法の全部適用とされたところです。市民の代表である議会から議決をいただいておりますので、市民への説明責任は果たされたものと考えています。 また、現行の 2 料金体系とする条例改正案（北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例）については、市議会において「北杜市簡易水道給水条例にかかわる特別委員会」が設置され、簡易水道事業統合及び簡易水道の施設整備に対する国庫補助制度の見直しに関する説明や質疑など、市議会での議論も尽くされていることから、市民への説明責任も十分果たされたものと考えています。 【原案どおり】 ② 簡易水道は、事業規模が小さいことから一般的に経営基盤が脆弱で、地域住民に対するサービス水準の維持向上等を図る観点から、財務・技術基盤を強化していくためには、事業の統合・広域化による効率的な経営体制の確立を図っていくことが課題とされてきました。そのことから、平成 19 年 6 月に簡易水道の統合を促進する目的で、「簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱」等が一部改正され、事業経営者が同一であって、会計が同一又は一体的な管理が可能な既存の水道事業が存在する簡易水道施設に関する事業は国庫補助の対象とされないことになりました。 県内 13 市の中には、複数の事業形態としている事業体がありますが、大月市や韮崎市のように経営主体が異なる場合、甲府市や上野原市のように一体的な管理が不可能な距離（各事業の給水区域の移動距離が 10 km 以上）にある場合は、統合の要件に該当しませんでした。一方

り、9 市ではそのようにしているのではと思います
が。

③ 武川・白州地域への意図的と思われる記述を改めて
ください。資料の訂正を望みます。

■ 説明会で水道局長さんは否定されましたが、以下の
点で表記の疑問がわきます。これは武川・白州の市民
と他の地域の市民の分断を持ち込むもので許せませ
ん。

○ 市民説明会資料 P28 円グラフ 収入・支出を比較
するのなら同一年限にすべき、収入は令和 5 年、支
出は令和 2～5 年では比較にならない。

○ 特に令和 2～5 年度は柳沢地区での工事が多かつ
たと聞きます。そういう年度を利用して施設整備
費は多かったという図を使用するのは意図的と考
えます。

○ 収入の円グラフは人口や世帯数の違いを反映して
いません。概数で長坂 4400 世帯、武川 1300 世帯
で 3.5 対 1 である。それを考慮すると長坂 24.8 対
武川 3 ではなく、長坂 24.8 対武川 10.5 となり 2 倍
強である。料金を比較するのなら 1950 円対 1000
円の一般世帯比較で行うべきです。

○ これらの誤ったというより意図的に武川白州を悪
者にするような資料を並べ、広報 4 号ではキャラ
クターに「武川・白州の地区の料金はこんなに安い

で、一体的な管理が可能とされる各事業の給水区域の移動距離（道路延長距離）が 10 km未満
で、統合の要件に該当したにも関わらず、幾つかの事業体では、統合せずに簡易水道事業を継
続しています。これは、補助金を受けずとも事業運営を行っていただけるだけの財政基盤があつた
ものと想定され、各事業体の実情により統合の可否が選択されたものであって、本市において
は、国庫補助金に頼らなければならない経営状況にあったことから、従来どおり補助金を受け
て事業を行うためにも簡易水道事業を統合する必要があつたことをご理解ください。

【原案どおり】

③ ○ 料金収入につきましては、毎年の各町の収入はほぼ変動がありませんので、令和 5 年度
の単年度としました。なお、令和 2 年度から 5 年度の料金収入割合は次のとおりです。

地区	R2	R3	R4	R5
明 野	7.5%	7.7%	7.2%	7.5%
須 玉	11.2%	10.9%	10.0%	10.2%
高 根	16.9%	16.6%	16.5%	16.8%
長 坂	24.7%	24.2%	25.3%	24.8%
大 泉	14.4%	14.8%	14.4%	15.3%
小淵沢	19.6%	20.1%	20.7%	19.8%
白 州	3.1%	3.1%	3.2%	3.0%
武 川	2.6%	2.6%	2.7%	2.6%

○ 現在の水道事業になった一事業一会計のスケールメリットにより、必要な箇所に必要な
投資ができるようになったことから、柳澤地区において重点的に建設改良工事(更新工事・

んだね」と述べさせています。これらの表現については本当に怒っている人が多いです。「行き過ぎた表現」として削除して下さい。 ④ 武川・白州地域 2.26 倍の引下げと、9 月議会決定しないことをお願いします。 ■ 20 年前の合併時の市の決めた料金を払っているだけです。純粋な気持ちでダムの水を使っていないから安い料金なんだと思っています。何も変わっていないのにいきなり 2.26 倍はひどいと多くの方は思っています。2.26 倍が市民に提示されたのは 7/1 付け広報 7 月号で、9 月議会での決定まで 2 カ月半しかありません。市は令和 9 年に財政が破綻するからという答弁に終始していますが、そうなったのは市民の責任ではありません。水道審議会は 3～4 年やっています。市は新資料で県内の平均値上げは 6000 円と提示し、上野原市の簡易水道が 3 倍以上値上げと述べていますが、それを理由に 2.26 倍を我慢しろと言うのは感情的にちょっと違うのではないのでしょうか。それぞれ理由があると思います。また、水道審議会答申の付帯意見の第一に、アとして市民への十分な丁寧な周知、確実な説明責任を果たすよう述べています。9 回の説明会で説明責任を果たしたのでしょうか。武川・白州では 30 人、50 人、40 人ですが同じ参加者もちろんです。市は決まってから周	耐震化工事)を実施した結果であります。 ○ 当該ページは、料金収入の多寡に関わらず、漏水多発地区を中心に必要な箇所に必要な投資をしてきたことをイメージしていただくための資料で、人口や世帯数、管路延長などを考慮したものではありません。 ○ 資料につきましては、公営企業会計に移行した令和 2 年以降の収入及び施設整備費の状況の事実を述べたものです。また、広報 6 月号のコメント「白州・武川地区の水道料金はこんなに安いんだね！」につきましては、同頁左側に掲載しているグラフ「家庭用 2 か月当たりの水道料金」を県内他市と比較したものに対するコメントであり、白州・武川地区については、2 か月で 2,200 円と県内では最も安価であることから、その事実をお伝えしたものです。レイアウトの悪さから誤解を招くような表現となってしまったことをお詫び申し上げます。 【原案どおり】 ④ 平成 22 年の料金改定においては、地域の実情等を考慮した中で、地域的に可能なところから、できる限り早期に統一を図っていく必要があったため、料金水準の大きな差異及び峡北地域広域水道企業団からの受水の有無という観点から、現行の 2 料金体系としました。しかし、当時とは状況が変わり、現在は北杜市水道事業として認可を受け、一つの給水主体の下、市内全域に水道水給水サービスを実施しており、提供するサービスに地域格差はありません。また、今後発生が想定される災害等に対し、可能な限り最小限に被害を抑える対策が必要です。そのため、ライフラインとして重要な水道管の耐震化や老朽施設の更新などを最重要課題として取り組んでいく必要があります。これに伴う経費の増加に対する財源確保が大きな課題となっています。そのことから、水源の違いによらず、市民相互に支え合うという共通認識の下、料金統一により収益を共有し、相互に支え合っていくことが、市全体の持続可能な水道事業の運営につながるものと考えています。
---	---

知徹底期間を持つと言っていますが、決まってからでは遅いです。 ⑤ ダム受水費削減の早急な責任ある交渉を求めます。その改善無く料金値上げは認められません。また、下記「中間報告」への態度をもう一度伺います。 ■ ダム使用率の表（新資料の P8 表 3.1）を最後に出したのはおかしいです。隠していたのでしょうか。使用率は 68～74%。平成 30 年（2018 年）はコロナと関係なくとも 68%台です。最初の資料の P13 の 78～85%とかけ離れています。説明会で質問しましたが令和 6 年 8/11 のはじめ 8 月第二日曜と比較したようですが、おかしいと思います。10 年間通年の 68～74%という数字を確定、使用すべきです。それによると年間 2 億円の使ってもいない水の支払となります。上下水道審議会の令和 5 年 2 月 7 日の中間報告 6 では、「コスト削減について」として、「峡北地域広域水道企業団に支払う受水費が総費用に占める割合は非常に高く」「費用と給水原価の高額化の要因となっています」「使用率は 70%程度」「早急に受水費削減に向けた交渉をしていくべき」と述べています。事業団との協議についての質問に対して事務レベルで年間数回との回答がありましたが、やる気が問われます。以上	この度の料金改定は、一料金体系を目指す中で取り組むものであり、その過程についても一つのルールで取り組むべきであると考え、明野ほか 5 地区、白州・武川地区とも一律に経過措置を適用させていただきました。特に白州・武川地区については、明野ほか 5 地区の現行料金との格差解消のための改定も含むものであり、より値上げ幅の大きい白州・武川地区を優先的に配慮した中で、今回の経過措置を適用させていただいております。 市民説明会につきましては、武川地区の 2 回の説明会を含む、全 8 地区の市民の皆様を対象とした説明会を開催し、延べ 243 人の参加をいただきました。今後は、市議会において、市民説明会やパブリックコメントによる意見等を報告させていただき、市民の代表である議会においてご審議をいただく中で、説明責任を果たしてまいります。 【原案どおり】 ⑤ 市民説明会資料は、限られた時間の中で、情報を正確かつ分かりやすくお伝えし、理解を深めていただくために、要点をまとめた資料であることをご理解ください。追加資料につきましては、8 地区の説明会を終えた中で、多くのご意見・ご質問が寄せられた「ダム受水費等」を中心に作成をさせていただきました。 峡北地域広域水道企業団との契約水量につきましては、年間水量ではなく日量での契約となります。市民説明会資料（P13）は、契約水量に基づく使用割合、追加資料（P8 の表 3.1）は年間の使用率であり比較対象が異なります。ダム受水は、責任水量制によりますので契約水量に対する使用実績（使用割合）を資料としてご提示させていただきました。また、1 日の契約水量は、一時的な供給量の増加や災害時の備えとして、実際の使用水量よりも余裕を持たせた契約水量とする必要があります。現状は、1 日最大給水量と契約水量が均衡している状況にあり、水道水を 365 日、常に安定供給していくためにも、均衡が保たれているうちは、現行の契約を継続するものであります。しかしながら、今後、人口減少に伴い、水需要も減少していくことから、水道ビジョンでは、令和 18 年から 20 年頃を節目に、本市の 1 日最大給水量は企業
---	---

		団との契約水量を下回る見込みであり、その時点において、企業団との契約水量の見直しを行っていくものと、現段階では想定しています。 また、先日の企業団・北杜市水道担当者会議において、「漏水箇所が修繕され、有収率が上げば、各町の必要水量を実態に即したかたちで把握でき、基本水量の見直しが可能となる。」ことが改めて確認されました。本市においては、つくった水がご家庭に届く前に、老朽管から漏水している不明水が非常に多い状況にあることから、漏水の可能性のあるエリアを中心に、管路の整備を優先的に実施し、有収率を上げていく必要があります。それらの対策を行うことで、実態に即した必要水量の把握が可能となり、将来的な基本水量の見直しにつながるものと考えています。
48	■ 水道法第 14 条第 2 項第 4 号により、水道料金の供給規程を定めるに当たり「特定の者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない」と定められている。現行の 2 体系料金は、6 地区の水道利用者に対して不当な差別的取扱いを行っているとして、当局は水道法違反状態を解消し 1 体系同一料金に移行する方針であると説明した。しかし、水道料金の受益者負担の原則からいって、ダム水の受水という利益を受けていない白州武川地区の料金が低いのは当然であり不当な差別的取扱いに当たらず、正当な格差である。よって、水道法違反状態と言えず、違法状態を解消し同一料金に移行するという市の方針は法的根拠がない。さらに当局は、説明会追加資料 1 ページで、水道法逐条解説を引用し、正当な理由に基づいて格差をつける場合とは、量水器の口径差に応じて設ける格	【原案どおり】 水道料金は、水の供給の対価であり、水道事業者が地方公共団体である場合には、公の施設の利用について徴収する使用料（地方自治法第 225 条）としての性格も有します。町村合併に伴い水道事業が一つに統合される場合には、一つの水道事業者が供給する水の対価であり使用料の性質を有する水道料金も統一することが水道法第 14 条第 2 項第 4 号（差別的取扱いの禁止）及び地方自治法第 244 条第 3 項（不当な差別的取扱いの禁止）の趣旨に合致するものであり、「市町村合併に伴う水道事業統合の手引」にも同旨の記載があります。そのことから、旧 8 町村の合併に伴い、簡易水道事業の統合整備が進められることとなり、北杜市水道事業として、既に組織、会計及び運営は統合されていることから、水道料金も統一を図ることが法の趣旨に合致するものと考えています。 現に、料金収入の多寡に関わらず、漏水多発地区である白州・武川地区に対する修繕費は明野ほか 5 地区の 2.1 倍、建設改良費は 2.5 倍（いずれも管路 1 km 当たり に換算）を投じてきた中、水源の違いによらず、市民相互に支え合うという共通認識の下、料金統一により収益を共有し、相互に支え合っていくことが、市全体の持続可能な水道事業の運営につながるもので、その結果として、全市民へ等しく低廉な水の安定供給につながるものであります。

	差などに限られると説明した。しかしこの逐条解説は、あくまで例示として挙げているにすぎず限定してはいない。ダム水受水の有無による格差が正当な理由に基づく格差に当たるかどうかを論じていないのである。私は、ダム水受水の有無による格差は正当な理由に基づく格差と考えている。よって、この逐条解説の引用をもって、同一料金に移行する当局の方針を正当化する根拠とはならない。以上により、同一料金に移行することに反対する。	
49	■ 全市一律での値上げは反対。	【原案どおり】 平成 22 年の料金改定においては、地域の実情等を考慮した中で、地域的に可能なところから、できる限り早期に統一を図っていく必要があったため、料金水準の大きな差異及び峡北地域広域水道企業団からの受水の有無という観点から、現行の 2 料金体系としました。しかし、当時とは状況が変わり、現在は北杜市水道事業として認可を受け、一つの給水主体の下、市内全域に水道水給水サービスを実施しており、提供するサービスに地域格差はありません。また、今後発生が想定される災害等に対し、可能な限り最小限に被害を抑える対策が必要です。そのため、ライフラインとして重要な水道管の耐震化や老朽施設の更新などを最重要課題として取り組んでいく必要があります。これに伴う経費の増加に対する財源確保が大きな課題となっています。そのことから、水源の違いによらず、市民相互に支え合うという共通認識の下、料金統一により収益を共有し、相互に支え合っていくことが、市全体の持続可能な水道事業の運営につながるものと考えています。

※ご意見要旨については、一部、誤字脱字の修正や句読点を追記しています。